

入札参加者各位

札幌市長 秋元 克広

建設工事の適正かつ円滑な施工の推進等について

日頃から札幌市の建設行政にご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事の適正かつ円滑な施工が行われるためには、工事現場における事故発生防止に向けた万全な安全管理体制の確立は勿論のこと、建設労働者の雇用・労働条件及び元請・下請関係の一層の適正化等の推進や契約に関する不正行為の排除に努めることが大変重要です。

貴社におかれましては、従前から事故防止及び工事の適正な施工等に心がけておられることと存じますが、これから工事の最盛期を迎えるに当たり、より一層注意を払われますとともに、下記に掲げた事項に関しましては、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

◆主な変更点◆

1 著しく短い工期の禁止について・・・2(1)ア

建設業法が改正され、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止されますのでご注意ください。

2 年次有給休暇の時季指定義務について・・・3(2)

労働基準法が改正され、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日について、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりましたのでご注意ください。

記

1 適正な施工体制の確保について

(1) 施工体制台帳の作成及び提出の遵守について

施工体制の把握を確実なものにするため、元請企業は次に掲げる項目を実施してください。

ア 施工体制台帳及びその添付書類を作成すること。

イ 施工体系図を作成し工事現場に掲示すること。

ウ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正により、平成27年4月1日以後に契約を締結する公共工事については、その下請金額にかかわらず、下請契約を締結した元請企業は、請負代金の額を明示した請負契約書（二次以下の下請契約を含む。）等を添付した施工体制台帳の写しを発注者に提出する

こととなっているので、適切に取扱うこと。

(2) 技術者の適正配置について

「建設業法」に定められている工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するもので、その建設事業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるもの（3カ月以上雇用関係にあること。）でなければなりません。技術者の専任制違反は、建設業法違反であり、発覚した場合には、厳正に対処いたします。

なお、一般競争入札参加申請時に複数の候補技術者を配置予定技術者として申請した場合、その中から契約締結時に書面による申出により配置技術者を選択することを可能としています。

(3) 建設工事における分別解体及び再資源化等の義務付けについて

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の趣旨を遵守し、工事の施工にあたっては、建設副産物の適正な処理に努めるとともに、契約時の事前協議及び工事完了後の報告並びに下請企業に対する発注者との協議内容の告知等について、適正な事務手続きを行ってください。

(4) 交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について

平成19年6月1日から「警備員等の検定等に関する規則（国家公安委員会規則）第2条」により、北海道公安委員会及び各方面公安委員会告示の認定路線で交通誘導警備業務に従事する警備員は、検定合格警備員（一級又は二級）でなければなりませんので留意してください。

(5) 工事事故の発生の防止について

建設工事の施工にあたっては、公衆に対する災害事故及び工事関係者事故等の発生を防止するため、保安要員の適正な配置、従業員の技術研修及び関係機関との綿密な連携を行うなど安全管理体制を強化し、工事事故の防止に努めてください。

また、ダンプ、トラック等（以下「車両等」という。）の使用にあたっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に基づく団体の加入者又は「貨物自動車運送事業法」第43条に基づく団体により認定された安全性優良事業所の車両等使用の促進に努めてください。

なお、これからの季節は、行楽などにより人や車の交通量が増加します。工事用車輛の運転の際は、交通ルールを遵守し市民を輪禍に巻き込まぬよう交通安全対策を徹底してください。安心と安全のまちづくりの実現のためにも皆様のご協力をお願いします。

2 適正な下請契約の締結等について

建設業法等に加え、国土交通省から建設業団体の長あてに送付された「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成31年2月22日付国土入企第55号）」を踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします。

(1) 下請契約の締結について

下請企業との契約にあたっては、下記事項に留意してください。

ア 元請企業と下請企業の間においては、建設業法に基づき、下請負に係る責任の範囲及び施工条件を明確にし、適正な価格で書面による契約を締結すること。また、下請契約に係る工期の適正化に努め、元請企業は、通常必要な期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結しないこと。

イ 見積書に関しては、法定福利費を適正に確保できるよう、専門工事業団体が作成した標準見積書を活用し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。

ウ 共同企業体施工の工事においては、共同企業体名による下請契約を締結し、共同企業体各構成員と下請負人の権利義務関係を明確にすること。

(2) 下請代金支払の適正化について

下請代金の支払については、下記の事項に留意してください。

ア 下請代金の支払には前払金を活用し、できるだけ早く、できる限り現金払とすること。

イ 現金払と手形払を併用する場合でも、可能な限り現金払の割合を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。

ウ 手形期間は90日以内を基本とし、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めること。

エ 下請企業に対し、技能労働者へ社会保険料の本人負担分を含んだ適切な水準の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に加入させることを要請するなどの特段の配慮をすること。

(3) 下請企業への指導について

上記(1)及び(2)は、下請企業が他の事業者にも再下請する際も遵守するよう指導に努めてください。

3 建設労働者福祉の向上について

(1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の加入促進について

下記の点を踏まえ、建退共の加入促進に努めてください。

ア 元請企業は、下請企業の加入・普及が十分促進されるよう指導に努めること。

イ 元請企業は、建退共の掛金収納書を札幌市（契約管理課）に提出すること（1カ月以内）。

ウ 元請企業は、自ら及び下請企業の建退共の対象労働者の共済証紙貼付実績について記録した実績書を札幌市（契約管理課）に提出すること（受渡書提出時）。

(2) 建設労働者の雇用・労働条件改善について

札幌市発注工事においては、必要な建設労働者の確保に万全を期し、働き方改革の趣旨を踏まえ、労働時間の短縮、及び労働災害の防止、退職金制度の加入等雇用・労働条件の改善に努めてください。また、労働基準法の改正に伴い、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日について

て、使用者が時季を指定して取得させることが必要となっておりますのでご留意ください。併せて、前述の「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を踏まえ、適正な賃金の確保及び各種保険制度への加入について、適切に対応するようお願いいたします。

また、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、雇用保険、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請企業がそれらの法定保険に加入していない場合、元請企業は下請企業に対し、各種法定保険への加入等について指導を行うこととし、社会保険等に加入義務があるにもかかわらず未加入の企業を下請契約の相手方としないようご注意願います。

なお、労災保険に加入できない運送事業者、大工、左官、とびなど労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めてください。

4 地域建設業経営強化融資制度等の活用について

平成20年11月に、元請企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について流動化を促進することを目的とした「地域建設業経営強化融資制度」が国土交通省において創設され、札幌市においても、同年11月に「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を定めました。

については、上記制度を積極的に活用し、元請企業は経営の安定化を図るとともに、下請代金の適正な支払いに十分配慮してください。

5 地元事業者の活用促進について

札幌市では、かねてより、工事の発注にあたり、地域経済の活性化などの観点から地元事業者の受注機会の確保に最大限努めておりますが、地元事業者を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

については、工事の施工にあたり下請企業の選定や建設資材等を調達する場合において、可能な限り地元事業者の活用や調達を行うようご協力をお願いいたします。

6 経営事項審査の取扱いについて

公共工事を請け負おうとする者は、建設業法に定める「経営事項審査」を受けることが義務付けられており、営業年度が終了する都度、経営事項審査の申請を行う必要があります。経営事項審査の有効期間に空白が生じると、工事の契約ができないことがありますので、営業年度の決算を終えたら、忘れずに申請を行うようお願いいたします。

なお、札幌市の入札参加資格審査においては、経営事項審査の総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていることが必要となります。

7 不正行為の排除の徹底について

(1) 入札における不正行為の排除等について

札幌市や公共工事を担う建設事業者にとって市民の信用・信頼は、欠かすことができないものでありますが、一度、不正行為が起きると、それを起こした一部の者に対してだけではなく、札幌市や建設業に携わる者全体に対する不信感を生じさせることとなります。

そのため、札幌市ではコンプライアンスの取り組みをさらに強化するなど不正行為を起こしにくい起こさせない仕組みづくりを進めているところでありますが、建設業に携わる皆様におかれましても、是非とも、企業内のコンプライアンスの取り組み強化など不正行為の排除に向けてご協力をお願いいたします。また、コンプライアンスの強化にあたっては、本文書に掲げる各種関係法令のほか、所得税法や地方税法など各企業に義務付けられている法令全般について遵守するよう取り組んでください。

(2) 一括下請負の禁止について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、一括下請負は全面的に禁止されております。札幌市発注工事において、このような行為が発覚した場合には、厳正に対処します。

8 消費税率の適正な転嫁について

平成25年10月1日から施行された「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）」では、元請企業が下請企業に対し、一方的に消費税額を削減する転嫁拒否等の行為を禁止しています。

特に、国土交通省から建設業団体の長あてに送付された「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（平成30年12月3日付国土建推第21号）」を踏まえ、令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることから、令和元年9月30日までに引渡しが予定されている工事の対応については十分留意してください。

引き続き、同法及び建設業法を遵守し、適切な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願いいたします。

問い合わせ先：財政局管財部契約管理課 TEL 011-211-2442